

令和 9 ・ 10 年 度

羽曳野市建設工事競争入札参加資格審査申請書提出要領

羽曳野市及び羽曳野市水道局が発注する令和 9 ・ 10 年度建設工事に係る競争入札参加資格審査申請書の提出は、次のとおりとします。

1. 資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。
- (2) 建設工事競争入札参加資格審査申請書(添付書類を含む。)の重要な事項について、虚偽の記載をしていないこと、又は重要な事実の記載漏れがないこと。
- (3) 建設業法第 3 条の規定による営業に関する必要な許可を受けていること。
- (4) 本申請時において有効な建設業法第 27 条の 23 に規定する直近決算後の経営事項審査、かつ、総合評定値 (P 点) を受けていること。(審査基準日から 1 年 7 カ月有効)
- (5) 羽曳野市の契約からの暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる排除措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (6) 令和 9 年 1 月 1 日現在において、(3) の許可を取得後、引き続き 1 年以上その営業を行っていること。
- (7) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (8) 社会保険(雇用保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入していること。ただし、各保険の加入について、法令で適用が除外されている場合を除く。

2. 申請業種

- 申請できる工事業種は **3 業種以内** です。申請された業種の変更及び追加は、次回申請まで行うことはできません。また、本店・本社で建設業法第 3 条の許可を受けていても、本市と契約する「支店・営業所等」で許可を受けていない工事の業種については、申請ができません。
- 業種コードは、別添「建設工事業種コード一覧表」を参照ください。

3. 資格有効期間

- 令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4. 申請方法 (「**5. 注意事項**」を必ずお読みください。)

- 業者登録受付システムによる電子申請を行った後、必要書類を揃え**郵送等**にて提出してください。
- なお、持参による提出は受付致しませんので、ご注意ください。

①業者登録受付システム(電子申請)による受付

全ての登録希望業者が対象です

i) 申請受付期間

令和 9 年 1 月 4 日 (月) 午前 9 時から令和 9 年 1 月 29 日 (金) 午後 4 時まで
(期間中については土・日・祝日、24 時間使用可能)

ii) 申請方法・アドレス

インターネットを使用して業者登録受付システム(アドレス:下記参照)により提出してください。システム操作は、「羽曳野市業者登録受付システム操作方法について」を参照してください。

○継続登録の業者

登録種別の更新登録を選び操作を進めてください。

次に業者番号とパスワードの入力を行い、申請シートの入力へ進んでください。

業者番号:本市ウェブサイト掲載の競争入札参加有資格業者名簿の**業者番号**を入力してください。(数字5ケタ「1〇〇〇〇」)

パスワード:電子入札パスワード申請書で本市へ提出されている番号を入力してください。(数字6ケタ)

※注意: 電子入札パスワード申請書を提出していない場合は、電子申請を行う前に本市のウェブサイトよりパスワード申請書をダウンロードし早急に提出してください。

電子入札パスワード申請書提出先(持参又は郵送で提出してください。)

〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号

羽曳野市総務部契約検査課

○新規登録の業者

登録種別の「新規登録」を選び操作を進めてください。業者番号とパスワードの入力は不要です。

【申請にかかる問合せ先 : システムコールセンター】

TEL 0120-332-638 (平日 9:00~17:00) (土・日・祝日は休業)

メール info-nyusatsu@ebid-osaka.jp (随時受付)

【羽曳野市業者登録受付システムアドレス】

https://e-bid.nyusatsu.ebid-osaka.jp/shin/start.do?KIKAN_NO=0222&BUKYOKU_NO=01

iii) システム操作終了後

「羽曳野市建設工事業者登録申請シート」をシステムから送信後、「入力内容印刷」ボタンからその申請シートを印刷し、他の申請書類とともに郵送等(市内・準市内登録希望者を含む全登録希望業者)により書類を提出してください。

② 申請書類の郵送等による受付

全ての登録希望業者が対象です

i) 提出方法・受付期間

郵送又は宅配便

(受領書の送付はいたしませんので、簡易書留等、記録が残る方法を推奨いたします)

令和9年1月7日(木) から令和9年1月29日(金) まで

注意: 締切当日の消印(宅配便の場合は配達依頼日)まで有効です。

追加及び年度途中の受付は行いません。

ii) 提出書類

別記7. 提出書類のとおり

iii) 送付先 **[宛名貼付用の様式をお使いください]**

〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号

羽曳野市総務部契約検査課

※封筒の表面（宛名面）に

＜建設工事競争入札参加資格審査申請書在中＞ と記載してください。

5. 注意事項

- (1) 書類が全て揃っていないものは、一切受付を行いません。申請前に十分確認ください。
- (2) 一旦、提出された書類は返却いたしません。（受付を行わない場合においても同様です。）
- (3) 申請において虚偽の記載事項があった場合は、この資格を取消することがあります。
- (4) 受付後も必要に応じ、問合せや資料等を提出していただくことがあります。
- (5) 到着確認の対応及び受領書の送付は致しませんので、簡易書留等記録が残る方法でのご提出を推奨いたします。
- (6) 審査後、資格があると認めた者は有資格業者名簿に登載します。審査結果については、本市ウェブサイトの掲載又は情報公開コーナーに配架する有資格業者名簿により確認してください。
（令和9年4月1日掲載、配架予定）

6. 提出書類の作成方法

- (1) 様式は本市ウェブサイトよりダウンロードしてください。
ただし、書類番号 2・4・5・9 については、その様式の記載事項を充たしていれば、独自様式等（全国统一様式など含む）での提出も可とします。

本市ウェブサイトアドレス: <https://www.city.habikino.lg.jp/>

「羽曳野市」→「組織から探す」→「契約検査課」→「資格審査申請」→

「令和9・10年度 羽曳野市競争入札参加資格審査申請について」

- (2) 申請書類は、直近決算日を基準に作成してください。
- (3) 各様式の**業者番号欄**には、本市ウェブサイト掲載の競争入札参加有資格業者名簿の**業者番号**を入力してください。（数字5ケタ「1〇〇〇〇」） **※新規登録希望業者の場合は、記入不要です。**
- (4) 〇申請に必要な書類は、全てA4サイズで統一してください。
 - 〇証明書等A4サイズでないものについては、A4の用紙に貼付してください。（写しは縮小・拡大コピー可とします。）
 - 〇共通書類は書類番号順（1～13）にA4ファイル（青色）に綴じ、全てに見出しラベル（インデックス）を貼付し、ファイルの表紙と背に業者名を記入してください。
 - 〇市内・準市内登録希望業者は、共通書類の後に書類番号A～Eの書類を綴じ、見出しラベル（インデックス）を貼付してください。
 - 〇書類番号14～16は、ファイルに綴じずに提出してください。
（書類番号14は市内・準市内業者のみ対象です。）
 - 〇写真は必要枚数を指定様式に貼付してください。

7. 提出書類

全ての登録希望業者用 共通書類

※書類番号 1～13 の書類は、番号順に A 4 ファイル（青色）に綴じ、必ず書類番号を記した見出しラベル（インデックス）を付けてください。

書類 番号	申請書類	原本	写し	備 考
1	羽曳野市建設工事競争入札参加資格審査申請書	○	×	様式 1 代表者印は、実印を押印すること
2	営業所一覧表	×	○	様式 2(建設業許可に係る申請書類様式第一号(1)又は同(2)又は独自様式等可)
3	建設業許可通知書 又は 建設業許可(確認)証明書	×	○	本申請時に有効な建設業の許可を示すもの
4	工事経歴書	×	○	様式 3(独自様式等可) 直近から 1 年以上
5	技術職員名簿	×	○	様式 4(建設業法施行規則別記様式第 25 号の 11 別紙二又は独自様式等可)
6	商業登記簿謄本等 (法人)①現在事項全部証明書 又は ②履歴事項全部証明書	×	○	令和 8 年 10 月 1 日以後発行のもので、 ①又は②いずれかを提出のこと
	(個人) ①登記されていないことの証明書	×	○	①及び②を提出のこと ①は令和 8 年 10 月 1 日以後、法務局が発行するもの [窓口交付] 全国の法務局及び地方法務局 (※支局・出張所では発行できません。 大阪府内は大阪法務局です。) [郵送交付] 東京法務局
	②代表者の身分証明書	×	○	②は令和 8 年 10 月 1 日以後、本籍地の市区町村が発行するもの
7	国税に滞納がないことを証明する書類 ・納税証明書 【国税】(法人)様式その 3 の 3 (個人)様式その 3 の 2	×	○	令和 8 年 10 月 1 日以後、所轄税務署が発行するもの
8	印鑑証明書	×	○	令和 8 年 10 月 1 日以後、法人の場合は法務局、個人の場合は市区町村が発行するもの
9	取引使用印鑑届	○	×	様式 5(独自様式等可) (委任状との共用は不可)
10	経営事項審査結果通知書 総合評定値通知書	×	○	本申請時の直近決算時に作成されたもの(審査基準日が令和 7 年 6 月 30 日以後のもの)
11	建設業退職金共済事業加入・履行証明書 ※証明書が発行されない場合下記 1 又は 2 1 建設業退職金共済に関する誓約書	×	○	直近に発行されたもの
		○	×	1 加入しているが、証明書が発行されな

	建設業退職金共済契約者証 2 建設業退職金共済未加入に関する誓約書	×	○	い場合は様式 6-1 及び契約者証を提出 2 未加入の場合は様式 6-2 を提出
12	委任状	○	×	様式 7(支店等で契約の場合のみ提出)
13	法人番号指定通知書 <u>※個人事業主は提出不要です。</u>	×	○	「法人番号指定通知書」を紛失したなど、通知書を提出できない場合「国税庁法人番号公表サイト」で法人名及び所在地等で確認した法人情報の画面を印刷したものも可とします。

※これ以降、書類番号 14～16 までの書類は、A 4 ファイル（青色）に綴じないでください。

14	事務・技術職員一覧表 <u>※市内・準市内業者のみ対象</u>	○	×	見出ラベル不要 様式 8
15	受付票 市外業者用、市内・準市内業者用	○	×	見出ラベル不要 様式 9-1(市外業者用)、様式 9-2(市内・準市内業者用)
16	羽曳野市建設工事業者登録申請シート	×	○	見出ラベル不要 業者登録受付システム(電子申請)の入力後、「入力内容印刷」ボタンから結果を印刷したもの

市内・準市内登録希望業者用 書類

※市内・準市内業者の登録については、共通書類に加え次の書類を提出してください。

共通書類の後に綴じ、必ず書類番号(A～E)を記した見出しラベル（インデックス）を付けてください。

書類番号	申請書類	原本	写し	備 考
A	・代表者の住民票 (準市内業者は受任者の住民票) ・同族会社調査表 ・市内・準市内業者とする営業所の要件にかかる誓約書	×	○	<u>令和 8 年 10 月 1 日以後発行のもの</u> 代表者及び記入者の記名・押印必要 様式 10 代表者及び記入者の記名・押印必要 様式 11
B	建設業許可に係る申請書類の写し ・様式第一号及び別紙一、二、四 ・様式第八号	×	○	<u>直近に提出された有効なもの</u> を添付のこと(更新・変更届それぞれの写し) 申請時期により異なる様式の場合は各対応する書類を提出すること
C	羽曳野市が発行する市税完納証明書 (羽曳野市役所 本館 1 階 税務課 総務担当窓口(8 番)で発行しています)	×	○	<u>令和 8 年 10 月 1 日以後発行のもの</u>
	営業所の所在確認書類 ・建物の登記簿謄本 ・賃貸借契約書	×	○	自社及び自己所有の場合 自社及び自己所有でない場合等

D	・付近見取り図 ・写真 <u>※下記各様式に貼付のこと</u> ① 様式 12-1 全景/看板 2枚 ※看板は 10 cm×30 cm 以上、プラスチック等の破れない材質で、固定されていること。看板の写真はアップで、サイズを明記すること。 ② 様式 12-2 営業所入口/許可標識 2枚 ③ 様式 12-3 営業所内部 4枚 ※事務机、電話、FAX、パソコン、プリンター、黒板、帳簿等事務員が写った営業中のもの	○ ○	× ×	提出できない場合は理由書（代表者の記名・押印）原本を提出すること 縮尺 1:2500 程度で作成 A4 （貼付する写真は鮮明に写っているものであること。それらの写真を左記①から③の各様式に貼付し提出のこと）
E	その他（事務・技術者職員一覧表に記載の者の下記書類） ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ・市区町村が作成する住民税特別徴収額の通知書・変更通知書（特別徴収義務者用） ・雇用保険被保険者証または雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用） ・技術者資格者証 ・建設業法施行規則別記様式第 25 号の 11 別紙二 ・技術者実務経験証明書 ・解体工事の技術者実務経験証明書または登録解体工事講習受講証明書	× × × × × ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ × ○	<u>※被保険者等記号・番号等には必ずマスキング処理を行うこと</u> <u>※被保険者等記号・番号等には必ずマスキング処理を行うこと</u> <u>※被保険者等記号・番号等には必ずマスキング処理を行うこと</u> 1 級及び 2 級等の技術者、監理技術者の者は資格者証及び監理技術者講習終了証 経験年数による技術者の場合 経験年数による技術者であって、建設業法施行規則別記様式第 25 号の 11 別紙二に掲載されていない場合 （建設業法施行規則様式第 9 号参考） 解体工事の技術者要件に関する経過措置対象となる技術者である場合、一年以上の実務経験または解体工事講習の受講が

	・ 管工事の技術者実務経験証明書	○	×	必要 管工事に配置できる給水装置工事主任技術者は、一年以上の実務経験が必要
--	------------------	---	---	--

8. 建設工事共同企業体（JV）の取扱いについて

受付は行いません。ただし、年度途中において、特定建設工事共同企業体の受付を行う場合があります。

9. 変更届について

○申請された内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。（郵送可）

建設業の許可及び経営事項審査の更新を怠った場合は入札への参加を不可、速やかに変更届が提出されていない場合は入札参加を留保する場合があります。

○変更届に必要な書類は、次の本市ウェブサイトでご確認ください。

本市ウェブサイトアドレス：<https://www.city.habikino.lg.jp/>

「羽曳野市」→「組織から探す」→「契約検査課」→「資格審査申請」→
「競争入札参加資格審査申請書の変更(業者登録受付後の変更)について」

10. 本要領のお問合せ先

羽曳野市総務部契約検査課

羽曳野市誉田4丁目1番1号 電話 072(958)1111 内線 3631 FAX 072(958)1383